

財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第62号

財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例（昭和39年岩手県条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(普通財産の貸付け等)</p> <p>第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）<u>第12条第2項</u>の規定に該当するとき。</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(行政財産の貸付け等)</p> <p>第5条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第<u>12条第2項</u>の規定に該当するとき。</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(普通財産の貸付け等)</p> <p>第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）<u>第71条第2項</u>の規定に該当するとき。</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(行政財産の貸付け等)</p> <p>第5条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第<u>71条第2項</u>の規定に該当するとき。</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。